

尾道地域 循環型社会形成推進地域計画

尾 道 市

平成 24 年 11 月 20 日申請

(平成 25 年 3 月 29 日承認)

平成 25 年 11 月 27 日変更申請

(平成 26 年 3 月 27 日変更承認)

平成 27 年 12 月 17 日変更申請

(平成 28 年 3 月 31 日変更承認)

平成 28 年 6 月 7 日変更報告

平成 28 年 11 月 16 日変更報告

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 尾道市

- ・ 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域
- ・ 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域

面 積 284.85 k m²

人 口 145,937 人 (平成 24 年 3 月 31 日現在)

(2) 計画期間

本計画は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 7 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

尾道市（以下、「本市」という）は、瀬戸内のほぼ中央、広島県の東南部に位置する。本市は、山陽自動車道、瀬戸内しまなみ海道に加え、整備中の中国横断自動車道尾道松江線の一部が供用開始され、広域拠点としての機能が高まりつつあることから、「瀬戸内の十字路」としての発展が期待される都市である。なお、本市は、平成 17 年に御調郡御調町、向島町と合併し、平成 18 年には因島市、豊田郡瀬戸田町と合併した。

本市のうち、旧尾道市、旧向島町、旧御調町の地域では、尾道市クリーンセンター（焼却処理・破碎処理施設）で中間処理している（旧御調町の可燃ごみのみ、甲世衛生組合ごみ固形燃料化施設（エコワイズセンター）で処理される）。焼却残渣や埋立物等は、尾道市原田最終処分場に埋立される。また、旧因島市、旧瀬戸田町の地域では、因瀬クリーンセンター（焼却施設）、因島リサイクルセンター（破碎処理施設）で中間処理している（なお、容器包装プラスチックは、旧尾道市にある容器包装プラスチック処理施設で一括して処理している）。焼却残渣や埋立物等は、因島一般廃棄物最終処分場、瀬戸田名荷埋立処分地に

埋立される。

ごみの分別項目・収集体制についても、前述の2地域で異なっており、今後の効率的なごみ処理を推進するため、分別項目・収集体制を本市全体で統一する計画である。

また、因瀬クリーンセンター（竣工から22年経過）及び尾道市クリーンセンター（竣工から19年経過）は、老朽化が著しいことから、今後の適正処理を推進するために先進的設備の導入事業を行う。

（４）広域化の検討状況

本地域では、広島県により策定された「一般廃棄物広域処理計画（平成10年度）」及び「ブロック別実施計画（平成10～11年度）」に基づいてごみ処理を行っている。

また、本地域のうち、旧御調町は「福山リサイクル発電事業」に参画している。

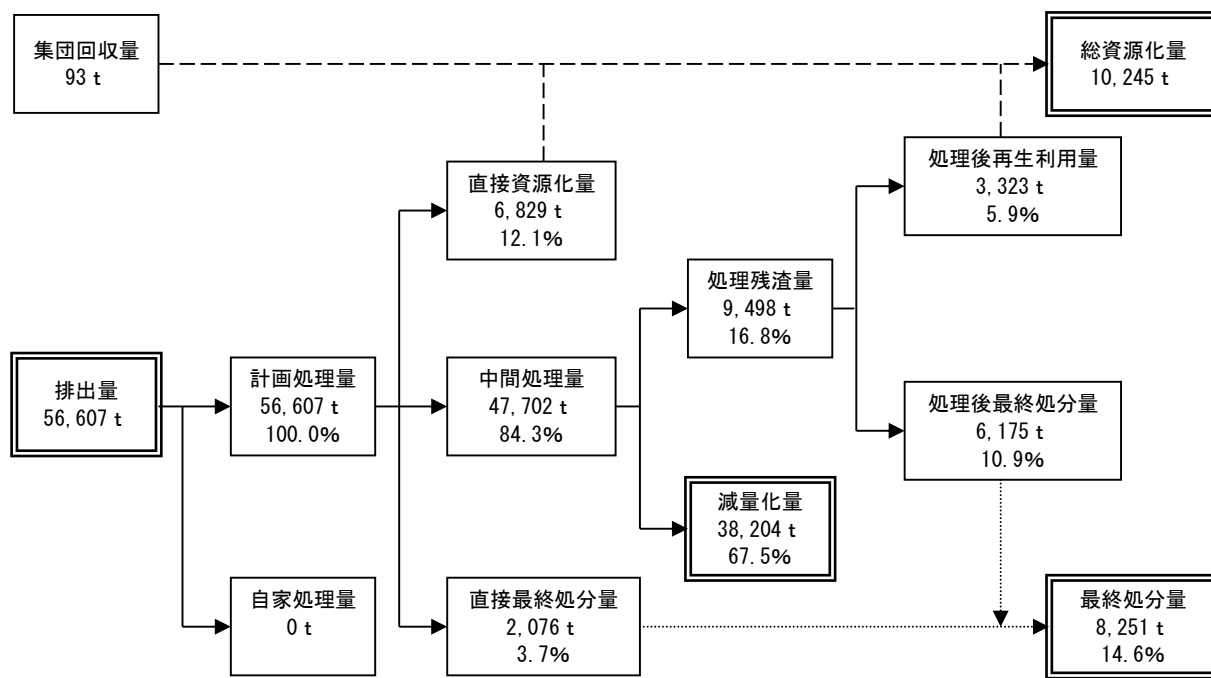
2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 23 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め 56,700 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 10,245 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は約 18.1%である。

中間処理による減量化量は 38,204 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 67.5%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 14.6%に当たる 8,251 トンが埋立処分となっている。



※四捨五入しているため合計値が合わない場合がある。

図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 23 年度）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指すものとし、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

			現状 (割合※1) (平成 23 年度)	目標 (割合※1) (平成 32 年度)
排出量	事業系	総排出量(トン)	21,420	20,522 (-4.2%)
		1事業所当たりの排出量(トン/事業所)※2	2.6	2.7 (3.8%)
	家庭系	総排出量(トン)	35,187	30,624 (-13.0%)
		1人当たりの排出量(kg/人)※3	191	174 (-8.9%)
合計	事業系家庭系排出量合計		56,607	51,146 (-9.6%)
再生利用量	直接資源化量(トン)		6,829 (12.1%)	6,552 (12.8%)
	総資源化量(トン)		10,245 (18.1%)	9,686 (18.9%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)		0 (0.0%)	0 (0.0%)
減量化量	減量化量(トン)		38,204 (67.5%)	33,793 (66.1%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)		8,251 (14.6%)	7,760 (15.2%)

※四捨五入しているため合計値が合わない場合がある。

※1 () について、排出量では現状に対する割合、その他では排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数 (H23 : 8,290 事業所、H32 : 7,579 事業所))

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口 H23:145,937 人、H32 : 134,769)

《指標の定義》

排 出 量 : 事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く) [単位 : トン]

再 生 利 用 量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位 : トン]

熱 回 収 量 : 熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位 : MWh]

減 量 化 量 : 中間処理量と処理後の残渣量の差 [単位 : トン]

最 終 処 分 量 : 埋立処分された量 [単位 : トン]

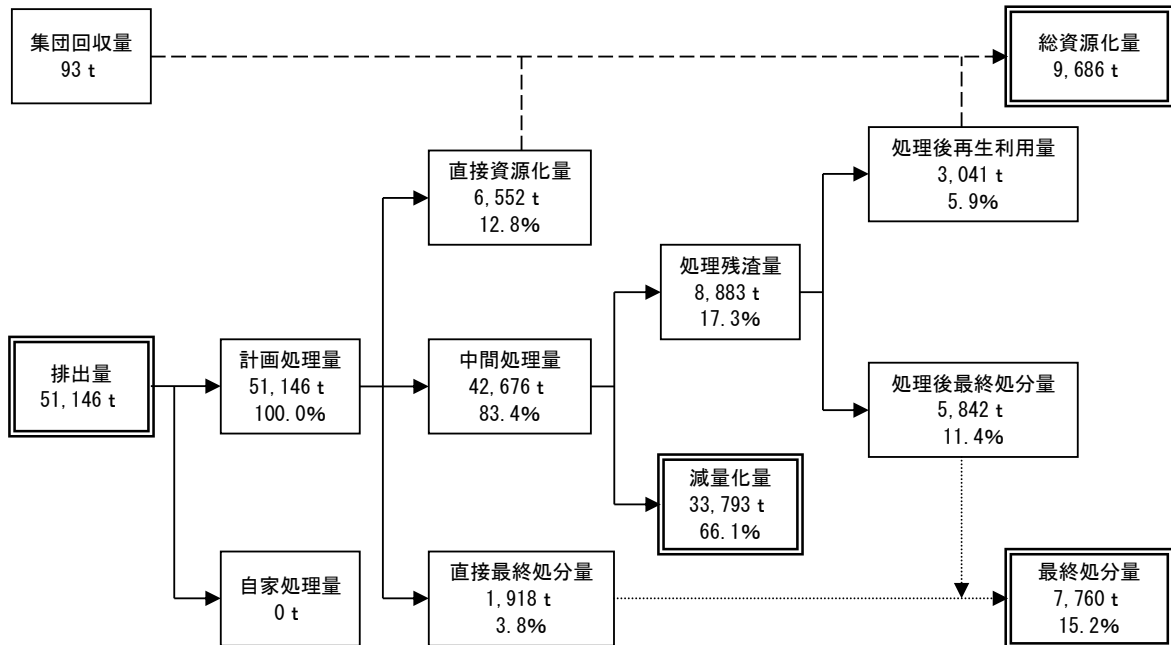


図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

本市では、ごみの排出抑制・再生利用のための各種事業を実施している。今後とも、これらの事業を拡充するとともに、新たな事業の検討を行うなど、ごみの発生抑制、再使用等の推進を図る。主要な施策は表2のとおりである。

なお、本市の場合、まずは旧市町ごとに異なっている分別・収集体制を見直しながらごみの減量化を図り、その後、有料化を検討していく。

表2 発生抑制、再使用の施策一覧

施策名	内容
資源物7種分別収集	資源物を紙類、布類、金属類、スチール缶、アルミ缶、生きびん、カレット（駄びん）の7種類に分けて回収する。
マイバック運動	マイバック持参を推進することでレジ袋の使用量を減らす。
廃棄物減量等推進協議会	学識経験者、廃棄物回収業者、事業者、住民代表者及び行政で組織し、一般廃棄物の減量等清掃事業の運営に関する重要な事項を審議する。
ごみ減量啓発ビデオの作成	一般市民、小・中学校向けの2種類の啓発ビデオ・DVDを制作しており、小・中学校向けについては、環境教育の一環として市内の小・中学校へのビデオ・DVDを配布し、一般市民向けについては市民や市民団体に貸し出しを行う。
廃天ぷら油の燃料化・活用	廃天ぷら油をリサイクルしたバイオディーゼル燃料を収集車などの燃料として使用する。
エコストア制度	ごみ減量やリサイクルに積極的に取り組む市内の商店をエコストアに認定することで、過剰包装の自粛、はかり売り、環境保全型商品の取り扱い、販売した商品の容器の引取りなどを推進する。
環境資源リサイクルセンター	旧清掃事務所を一部改修し、家具・木工製品や自転車を自ら修理できる場、各種教室を開いて体験学習する場として活用している。また、大型家具や自転車の展示販売も行っている。
生ごみ段ボール箱コンポスト 基材購入補助制度	生ごみの減量化を推進するため、尾道市公衆衛生推進協議会が販売する「段ボール箱コンポスト基材」の購入補助を行う。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については表3のとおりである。

本市全体では、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、埋立ごみ、ペットボトル、容器包装プラスチック、資源物に分別しているが、可燃ごみ・不燃ごみのうち、廃プラスチック類の分別区分に相違がある。

また、資源物の分別品目は紙類、布類、金属類、かん類、びん類、廃食油を基本にしつつも旧市町ごとに細分類項目に相違があるため、分別区分を本市全体で統一することで、ごみ処理の効率化を図る。

御調町の可燃ごみは、甲世衛生組合のごみ固形燃料化施設（エコワイズセンター）でRDF化されているが、平成30年度までの契約であるため、平成31年度以降は尾道市クリーンセンターで処理する計画である。

因瀬クリーンセンター及び尾道市クリーンセンターは老朽化しており、今後も適正処理を推進するため、長寿命化計画に基づき、先進的設備の導入を行う。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

本市の事業所数は減少傾向にあるのに対して、事業系ごみは微増している。今後、本市は事業系ごみの搬入指導や事業者への啓発活動等を行うことで、事業者が排出者責任の原則のもと、排出者としての意識・活動を再認識し、環境に配慮した事業を行うよう推進する。また、各種の製造・販売に関しては、事業者が環境負荷の低減やごみにならない商品づくりに配慮した事業活動を取り進むよう推進する。具体的な施策は、以下のとおりである。

事業系資源化事業

- ・事業所や商店から排出されている紙ごみの資源化を推進する。
- ・既存の資源回収ルートを活用する。
- ・資源化のための情報発信や啓発活動を充実する。

事業系ごみの搬入指導

- ・搬入ごみに対する「処理不適物の混入に対する」指導を徹底する。
- ・リサイクル可能品目、処理困難物、危険物の分別に関する啓発を推進する。
- ・減量計画書の作成指導を行う。

商工会・商工会議所・業界団体取り組み推進事業

- ・事業所・商店の取り組み事例などを調査して、実態把握に努める。
- ・商工会や業界団体などと連携して、組織的な取り組みを行う。
- ・各団体の取り組みを紹介する場づくりを行い、啓発活動を継続する。

ウ 今後の処理体制の要点

- ・分別区分を本市全体で統一
- ・因瀬クリーンセンター先進的設備導入推進事業
- ・尾道市クリーンセンター先進的設備導入推進事業

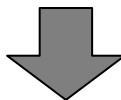
表3 ごみの処理体制の現状と今後

現状(平成23年度)					旧因島市、旧瀬戸田町						
分別区分	処理方法	処理施設		処理実績(t/年)	分別区分	分別区分	処理方法	処理施設		処理実績(t/年)	分別区分
		一次処理	二次処理					一次処理	二次処理		
可燃ごみ	焼却(熱回収)	尾道市クリーンセンター(焼却処理施設)	尾道市原田最終処分場	29,803	可燃ごみ	焼却(熱回収)	因瀬クリーンセンター	因島一般廃棄物最終処分場	9,722	厨芥類 木くず 紙くず	厨芥類 木くず 紙くず プラスチック類 カセットテープ類
可燃ごみ(御調町)	ごみ固形燃料	ごみ固形燃料化施設	—	671							
不燃ごみ 粗大ごみ 埋立ごみ	破碎、選別 焼却 リサイクル 埋立	尾道市クリーンセンター(焼却処理施設)	尾道市クリーンセンター(破碎処理施設) 民間業者 尾道市原田最終処分場	6,111	不燃ごみ 粗大ごみ 埋立ごみ	破碎、選別 リサイクル 埋立	因瀬クリーンセンター 民間業者 因島リサイクルセンター	民間業者 ・因島一般廃棄物最終処分場 ・瀬戸田名荷埋立処分地	910	金属類 乾電池 体温計 家具類 家庭電化製品 われガラス 陶磁器 蛍光灯	金属類 乾電池 体温計 家具類 家庭電化製品 われガラス 陶磁器 蛍光灯
ペットボトル	圧縮、梱包 リサイクル	ペットボトルストックヤード施設	民間業者	240	ペットボトル	リサイクル	民間業者	—	68	ペットボトル	ペットボトル
容器包装 プラスチック	圧縮、梱包 リサイクル	容器包装プラスチック処理施設	民間業者	1,428	容器包装 プラスチック	圧縮、梱包 リサイクル	容器包装プラスチック処理施設	民間業者	335	容器包装 プラスチック	容器包装 プラスチック
資源物	リサイクル	民間業者	—	5,211	資源物	リサイクル	民間業者	—	2,108	紙類 布類 缶類 びん類 廃食油	紙類 布類 缶類 びん類 廃食油

※旧向島町では駄びん3種を一括収集、旧御調町ではびん類を一括収集している。

※旧因島市では缶類とびん類を一括収集している。

※因島一般廃棄物最終処分場では焼却灰、破碎残渣が埋立され、瀬戸田名荷埋立処分地ではわれもの等が埋立されている。



計画(平成32年度)					旧因島市、旧瀬戸田町						
分別区分	処理方法	処理施設		処理推計(t/年)	分別区分	分別区分	処理方法	処理施設		処理推計(t/年)	分別区分
		一次処理	二次処理					一次処理	二次処理		
可燃ごみ	焼却(熱回収)	尾道市クリーンセンター(焼却処理施設)	尾道市原田最終処分場	27,897	可燃ごみ	焼却(熱回収)	因瀬クリーンセンター	因島一般廃棄物最終処分場	7,817	厨芥類 木くず 紙くず	厨芥類 木くず 紙くず
不燃ごみ 粗大ごみ 埋立ごみ	破碎、選別 焼却 リサイクル 埋立	尾道市クリーンセンター(焼却処理施設)	尾道市クリーンセンター(破碎処理施設) 民間業者 尾道市原田最終処分場	5,522	不燃ごみ 粗大ごみ 埋立ごみ	破碎、選別 リサイクル 埋立	因瀬クリーンセンター 民間業者 因島リサイクルセンター	民間業者 ・因島一般廃棄物最終処分場 ・瀬戸田名荷埋立処分地	1,065	プラスチック類 カセットテープ類 乾電池 体温計 家具類 家庭電化製品 われガラス 陶磁器 蛍光灯	プラスチック類 カセットテープ類 乾電池 体温計 家具類 家庭電化製品 われガラス 陶磁器 蛍光灯
ペットボトル	圧縮、梱包 リサイクル	ペットボトルストックヤード施設	民間業者	223	ペットボトル	リサイクル	民間業者	—	66	ペットボトル	ペットボトル
容器包装 プラスチック	圧縮、梱包 リサイクル	容器包装プラスチック処理施設	民間業者	1,347	容器包装 プラスチック	圧縮、梱包 リサイクル	容器包装プラスチック処理施設	民間業者	325	容器包装 プラスチック	容器包装 プラスチック
資源物	リサイクル	民間業者	—	4,822	資源物	リサイクル	民間業者	—	2,062	紙類 布類 アルミ缶 スチール缶 生きびん 駄びん3種 金属類 廃食油	紙類 布類 アルミ缶 スチール缶 生きびん 駄びん3種 金属類 廃食油

(3) 処理施設等の整備

(2) の処理体制で処理を行うため、表4のとおり、必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー 回収推進施設	因瀬クリーンセンター 先進的設備導入推進事業	50t/16h	尾道市因島 重井町 5334	H27~H29
2	エネルギー 回収推進施設	尾道市クリーンセンター 先進的設備導入推進事業	150t/24h	尾道市長者原 1丁目 220番地 75	H28~H31

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化

事業番号2 既存施設の老朽化

表5 現有処理施設の概要

施設名	種類	対象廃棄物	処理能力	所在地	竣工 年月
尾道市クリーンセンター (焼却処理施設)	エネルギー 回収推進 施設	可燃ごみ	120(t/16h)	尾道市長者原1丁目220-75	H6.2
因瀬クリーンセンター			50(t/16h)	尾道市因島重井町5334	H2.11
尾道市クリーンセンター (破碎処理施設)	マテリアル リサイクル 推進施設	不燃ごみ 粗大ごみ	35(t/日)	尾道市長者原1丁目220-75	H6.2
因島リサイクルセンター			14(t/5h)	尾道市因島大浜町1217-1	H7.12
ペットボトル ストックヤード施設		ペットボトル	300(kg/h)	尾道市美ノ郷町三成字正田149-11	H11.2
容器包装プラスチック 処理施設		容器包装 プラスチック	7.2(t/日)	尾道市美ノ郷町三成字正田149-11	H13.2
ごみ固形燃料化施設 (エコワイズセンター)		可燃ごみ (御調町)	16(t/8h)	世羅郡世羅町大字川尻字権現山784-32	H10.3
尾道市原田 最終処分場	最終処分場	焼却残渣 不燃残渣 埋立ごみ	194,000(m ³)	尾道市原田町梶山田4340	H14.10
因島一般廃棄物 最終処分場		焼却残渣 不燃残渣	80,000(m ³)	尾道市因島大浜町1217-1	H7.12
瀬戸田名荷 埋立処分地		埋立ごみ	54,000(m ³)	尾道市瀬戸田町名荷2221	H3.10

(4) 施設整備に関する計画支援事業

因瀬クリーンセンター及び尾道市クリーンセンターの長寿命化のため、表6のとおり長寿命化計画策定事業を行う。また、(3)の施設整備に先立ち、表7のとおり計画支援事業を行う。

表6 施設の長寿命化計画策定事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	因瀬クリーンセンター先進的設備導入推進事業に係る長寿命化計画策定事業	長寿命化計画の策定	平成25年度
32	尾道市クリーンセンター先進的設備導入推進事業に係る長寿命化計画策定事業	長寿命化計画の策定	平成26年度

表7 施設整備に関する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
33	因瀬クリーンセンター先進的設備導入推進事業に係る発注仕様書等作成事業	発注仕様書等作成	平成26年度
34	尾道市クリーンセンター先進的設備導入推進事業に係る発注仕様書等作成事業	発注仕様書等作成	平成26～27年度
35	尾道市クリーンセンター先進的設備導入推進事業に係る生活環境影響評価事業	生活環境影響評価	平成26～27年度

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

小型家電リサイクルへの対応策として、小売店への回収箱設置や本市による回収など、実施方針・手法等を検討する。

イ 不法投棄対策

ごみの不法投棄防止、ごみステーションへの不適切排出防止等のため、市が委嘱した環境指導員及び市職員による定期パトロール、ごみステーションの監視を行なっている。

また、尾道市公衆衛生推進協議会による不法投棄防止キャンペーン、巡回清掃等を実施し、環境美化活動の推進及び啓発、監視指導に努める。

ウ 災害時の廃棄物処理

災害廃棄物処理計画を作成し、仮置き場の確保と配置計画、都道府県及び市町村間における広域支援体制等について検討する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を広報誌等において公表する。また、必要に応じて、国及び県と協議しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成 24 年度)

1 地域の概要

(1)地域名	広島県 尾道地域	(2)地域内人口	145,937 人	(3)地域面積	284.85 km ²
(4)構成市町村等名	尾道市	(5)地域の要件*	人口 <input type="checkbox"/> 面積 <input type="checkbox"/> 沖縄 <input type="checkbox"/> 離島 <input type="checkbox"/> 奄美 豪雪 山村 半島 <input type="checkbox"/> 過疎 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立(予定)年月日： 年 月 日 設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し：				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

			過去の状況・現状					目標
			平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 32 年度
排出量	事業系	総排出量(トン)	20,052	20,320	20,791	20,686	21,420	20,522 (-4.2%)
		1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.2	2.3	2.5	2.5	2.6	2.7 (3.8%)
	家庭系	総排出量(トン)	38,414	37,651	35,812	35,069	35,187	30,624 (-13.0%)
		資源ごみ量(トン)	7,772	8,001	7,476	7,465	7,319	6,884 (-5.9%)
		1人当たりの総排出量(kg/人)	259	256	245	242	241	225 (-6.6%)
		資源ごみを除く1人当たりの排出量(kg/人)	207	201	194	190	191	174 (-8.9%)
合計	事業系家庭系排出量合計	58,466	57,971	56,603	55,755	56,607	51,146 (-9.6%)	
再生利用量	直接資源化量(トン)	7,577 (13.0%)	7,543 (13.0%)	7,092 (12.5%)	6,888 (12.4%)	6,829 (12.1%)	6,552 (12.8%)	
	総資源化量(トン)	11,741 (20.1%)	11,137 (19.2%)	10,464 (18.5%)	10,387 (18.6%)	10,245 (18.1%)	9,686 (18.9%)	
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	
減量化量	中間処理による減量化量(トン)	37,992 (65.0%)	38,244 (66.0%)	37,596 (66.4%)	37,166 (66.7%)	38,204 (67.5%)	33,793 (66.1%)	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	8,830 (15.1%)	8,659 (14.9%)	8,612 (15.2%)	8,292 (14.9%)	8,251 (14.6%)	7,760 (15.2%)	

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設名	種 類	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考	
			型式及び 処理方式	補助 有無	処理能力 (単位)	開始 年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃止 新設理由	型式及び 処理方式	施設竣工 予定年月	処理能力 (単位)		
尾道市クリーンセンター (焼却処理施設)	エネルギー 回収推進施設	尾道市	准連続	有	120(t/16h)	H6.2	先進的設備 導入	老朽化	全連	H32.3	150(t/24h)		
因瀬クリーンセンター			准連続	有	50(t/16h)	H2.11	先進的設備 導入	老朽化	准連続	H30.3	50(t/16h)		
尾道市クリーンセンター (破碎処理施設)	マテリアル リサイクル 推進施設		破碎、選別	有	35(t/日)	H6.2	該当なし						
因島リサイクルセンター			破碎、選別	有	14(t/5h)	H7.12							
ペットボトルストックヤード施設			圧縮、梱包	有	300(kg/h)	H11.2							
容器包装プラスチック処理施設			圧縮、梱包	有	7.2(t/日)	H13.2							
ごみ固形燃料化施設 (エコワイズセンター)			甲世衛生組合	ごみ固形 燃料化	有	16(t/8h)	H10.3	該当なし					
尾道市原田最終処分場	最終処分場		尾道市	セル方式	有	194,000(m ³)	H14.10	該当なし					
因島一般廃棄物最終処分場				セル方式	有	80,000(m ³)	H7.12						
瀬戸田名荷最終処分地				セル方式	有	54,000(m ³)	H3.10						

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 24 年度)

事業種別	事業番号	事業主体名	規模		事業期間 交付期間		総事業費 (千円)							交付対象事業費 (千円)							備考		
			単位		開始	終了	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度			
○熱回収等に関する事業							7,426,298			121,104	1,459,782	2,747,901	1,618,458	1,479,053	6,301,015			80,400	1,371,499	2,333,003	1,273,776	1,242,337	
因瀬クリーンセンター 先進的設備導入推進事業	1	尾道市	50	t/16h	H27	H29	2,721,384			121,104	1,268,612	1,331,668			2,600,314			80,400	1,218,416	1,301,498			
尾道市クリーンセンター 先進的設備導入推進事業	2	尾道市	150	t/24h	H28	H31	4,704,914				191,170	1,416,233	1,618,458	1,479,053	3,700,701				153,083	1,031,505	1,273,776	1,242,337	
○施設の長寿命化計画策定事業							11,220	4,200	7,020						11,220	4,200	7,020						
因瀬クリーンセンター 長寿命化計画策定事業	31	尾道市			H25	H25	4,200	4,200							4,200	4,200							
尾道市クリーンセンター 長寿命化計画策定事業	32	尾道市			H26	H26	7,020		7,020						7,020		7,020						
○施設整備に関する計画支援事業							21,611		13,327	8,284					21,611		13,327	8,284					
因瀬クリーンセンター 発注仕様書等作成事業	33	尾道市			H26	H26	6,804		6,804						6,804		6,804						
尾道市クリーンセンター 発注仕様書等作成事業	34	尾道市			H26	H27	10,044		3,348	6,696					10,044		3,348	6,696					
尾道市クリーンセンター 生活環境影響調査事業	35	尾道市			H26	H27	4,763		3,175	1,588					4,763		3,175	1,588					
合 計							7,459,129	4,200	20,347	129,388	1,459,782	2,747,901	1,618,458	1,479,053	6,333,846	4,200	20,347	88,684	1,371,499	2,333,003	1,273,776	1,242,337	

因瀬クリーンセンター先進的設備導入推進事業の総事業費は、施工監理費（建設費の1%）、消費税8%を含む。
 因瀬クリーンセンター先進的設備導入推進事業の交付対象事業費には、建設費と施工監理費の交付対象費を計上している。
 建設費の交付対象額＝建設費の約96%
 施工監理費の交付対象額＝建設費の交付対象額の0.5%
 尾道市クリーンセンター先進的設備導入推進事業の総事業費（消費税8%）は、施工監理費（建設費の1%、消費税8%）を含む。
 尾道市クリーンセンター先進的設備導入推進事業の交付対象事業費には、建設費と施工監理費の交付対象費を計上している。
 建設費の交付対象額＝交付対象外工事相当額を控除（交付対象工事は約80%）
 施工監理費の交付対象額＝建設費の交付対象額の0.5%

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画							備考			
					開始	終了		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度				
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの	11	資源物7種分別 収集	資源物を7種類に分けて回 収する。	尾道市	継続			普及啓発										
	12	マイバック 運動	マイバック持参を推進す る。	尾道市	継続			マイバック持参を推進										
	13	廃棄物減量等推 進協議会	廃棄物減量等清掃事業につ いて審議する。	尾道市	継続			協議会の開催										
	14	ごみ減量啓発ビ デオ	ビデオを市民や市民団体に 貸し出す。	尾道市	継続			ビデオの貸し出し										
	15	廃天ぷら油の燃 料化・活用	廃天ぷら油をリサイクル し、収集車等の燃料として 使用する。	尾道市	継続			燃料の活用を推進										
	16	エコストア 制度	ごみ減量やリサイクルに取 り組む商店をエコストアに 認定する。	尾道市	継続			商店へごみ減量やリサイクルを推進										
	17	環境資源 リサイクル センター	大型家具の修理や展示販売 を行う。	尾道市	継続			施設の利用を推進										
	18	生ごみ段ボール 箱コンポスト基 材購入補助制度	段ボール箱コンポスト基材 の購入補助を行う。	尾道市	H23	H25		補助										
処理体制の 構築、変更 に関するもの	21	資源物の分別項 目を統一	資源物分別項目を統一し、 資源化を推進する。	尾道市	H25			分別項目、収集体制の検討										
処理施設の 整備に関す るもの	1	因瀬クリーンセ ンター 先進的設備導入 推進事業	先進的設備導入推進事業	尾道市	H27	H29	○			先進的設備導入								
	2	尾道市クリーン センター 先進的設備導入 推進事業	先進的設備導入推進事業	尾道市	H28	H31	○			先進的設備導入								
施設整備に 係る計画支 援に関する もの	31	1の 計画支援	長寿命化計画策定事業	尾道市	H25	H25	○	計画										
	32	2の 計画支援	長寿命化計画策定事業	尾道市	H26	H26	○		計画									
	33	1の 計画支援	発注仕様書等作成事業	尾道市	H26	H26	○		作成									
	34	2の 計画支援	発注仕様書等作成事業	尾道市	H26	H27	○			作成								
	35	2の 計画支援	生活環境影響調査事業	尾道市	H26	H27	○			調査・予測評価								
その他	41	家電のリサイクル に関する普及啓 発	小型家電のリサイクルに関す る対応	尾道市	H25			普及啓発										
	42	不法投棄対策	十分な巡回指導体制の確保	尾道市	継続			巡回指導体制の確保										
	43	災害時の 廃棄物処理	災害時を想定した体制の整 備を検討	尾道市	H25			体制整備の検討										

施設概要（熱回収施設系）


都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	尾道市
(2) 施設名称	因瀬クリーンセンター
(3) 工期	平成 27～29 年度
(4) 施設規模	50t/16h (25t/16h × 2 炉)
(5) 形式及び処理方式	准連続燃焼方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有 (発電効率 ー%) ・ <input type="radio"/> 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収率 10%) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	先進的設備を導入することで、当初の処理能力まで回復し、旧因島市と旧瀬戸田町で発生する可燃ごみの安定処理と熱回収を行う。 また、CO ₂ 排出量は3%以上削減される見込みである。
(8) 廃焼却施設解体工事の 有無	無
(9) 事業計画額	2, 721, 384 (千円)

※事業計画額には、工事費 2, 689, 200 千円（消費税 8%を含む）と施工監理費 32, 184 千円（消費税 8%を含む）を計上した。

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	尾道市
(2) 施設名称	尾道市クリーンセンター
(3) 工期	平成28～31年度
(4) 施設規模	150t/24h (75t/24h×2炉)
(5) 形式及び処理方式	全連続燃焼方式
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 ー%） ・ <input type="radio"/>  2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> （熱回収率 10%） ・ 無
(7) 地域計画内の役割	先進的設備を導入することで、処理機能を回復し、旧尾道市と旧向島町で発生する可燃ごみの安定処理と熱回収を行う。 また、CO ₂ 排出量は3%以上削減される見込みである。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	無
(9) 事業計画額	4,704,914（千円）

※事業計画額には、工事費4,665,600千円（消費税8%を含む）と施工監理費39,314千円（消費税8%を含む）を計上した。

長寿命化計画策定支援概要

都道府県名 広島県

(1) 事業主体名	尾道市	尾道市
(2) 事業目的	因瀬クリーンセンター整備のため	尾道市クリーンセンター整備のため
(3) 事業名称	因瀬クリーンセンター先進的設備導入 推進事業に係る長寿命化計画策定事業	尾道市クリーンセンター先進的設備導入 推進事業に係る長寿命化計画策定事業
(4) 事業期間	平成 25 年度	平成 26 年度
(5) 事業概要	施設調査、補修履歴を整理して施設保 全計画や延命化計画を検討し、長寿命 化計画を策定する。	施設調査、補修履歴を整理して施設保 全計画や延命化計画を検討し、長寿命 化計画を策定する。
(6) 事業計画額	4,200 (千円)	7,020 (千円)

計画支援概要

都道府県名 広島県

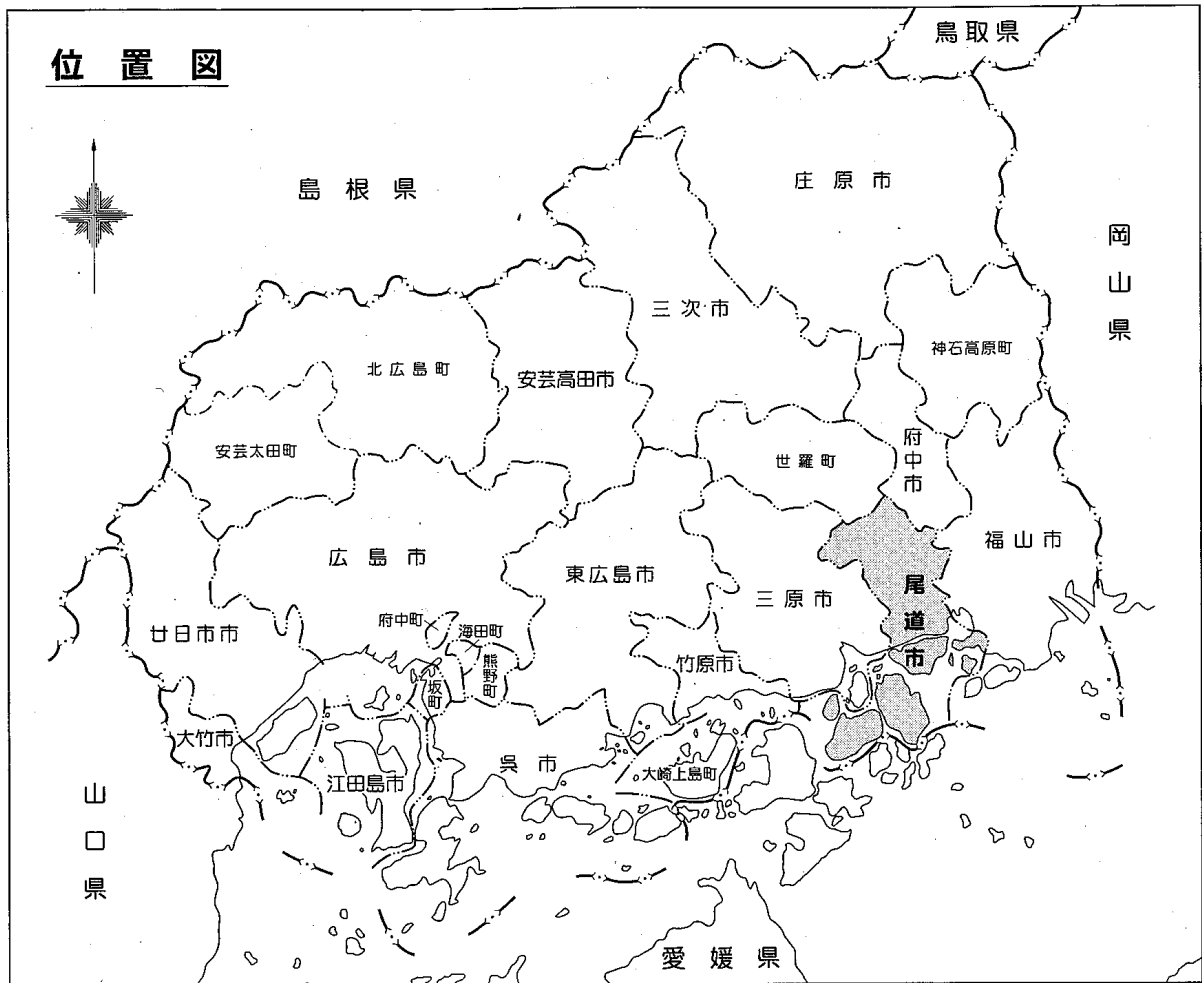
(1) 事業主体名	尾道市	尾道市
(2) 事業目的	因瀬クリーンセンター整備のため	尾道市クリーンセンター整備のため
(3) 事業名称	因瀬クリーンセンター先進的設備導入推進事業に係る発注仕様書等作成事業	尾道市クリーンセンター先進的設備導入推進事業に係る発注仕様書等作成事業
(4) 事業期間	平成 26 年度	平成 26～27 年度
(5) 事業概要	プラントメーカーへ先進的設備導入推進事業を発注するための仕様書を作成する。	プラントメーカーへ先進的設備導入推進事業を発注するための仕様書を作成する。

(6) 事業計画額	6,804 (千円)	10,044 (千円)
-----------	------------	-------------

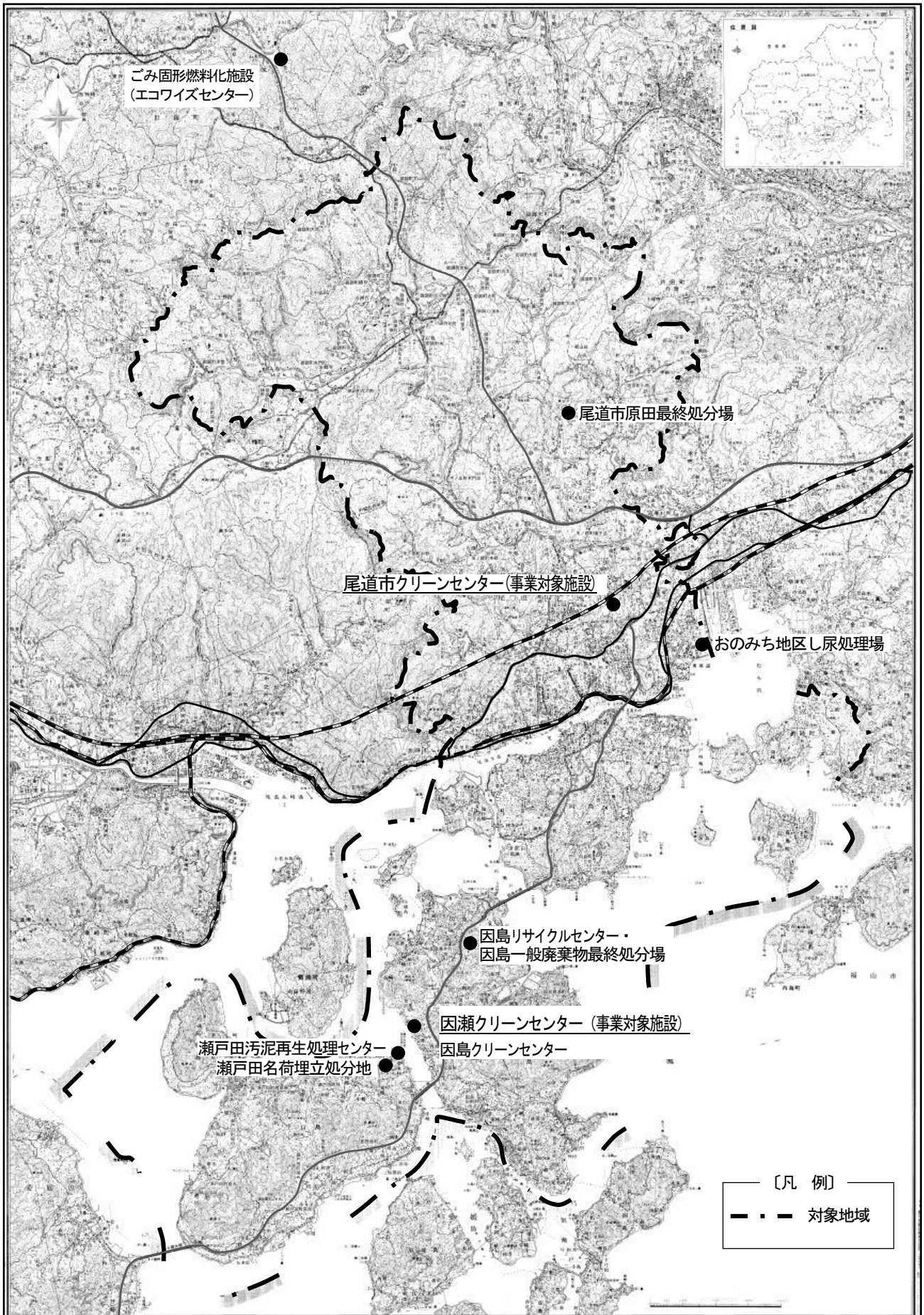
(1) 事業主体名	尾道市	
(2) 事業目的	尾道市クリーンセンター整備のため	
(3) 事業名称	尾道市クリーンセンター先進的設備導入推進事業に係る生活環境影響調査事業	
(4) 事業期間	平成 26～27 年度	
(5) 事業概要	先進的設備導入に伴い運転時間を延長することから、生活環境への影響を事前に予測評価することで環境保全を図る。	

(6) 事業計画額	4,763 (千円)	
-----------	------------	--

添付資料 1-1 対象地域の位置



添付資料 1-2 対象地域及び施設配置



添付資料 2-1 人口の推移

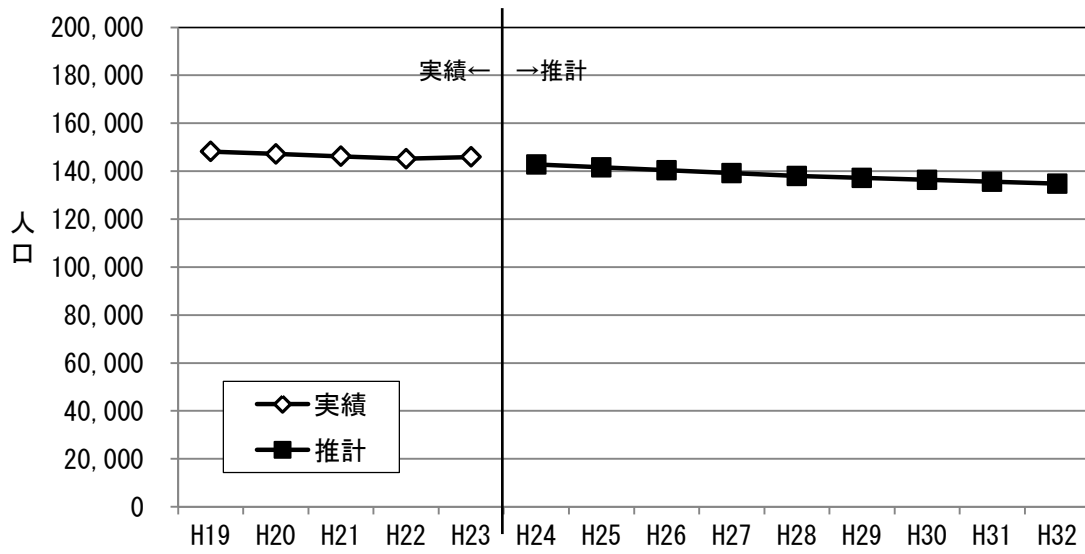


図 人口の推移

表 人口の推移

実績 (人)

	H19	H20	H21	H22	H23
人口	148,215	147,210	146,205	145,202	145,937

推計 (人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
人口	142,802	141,602	140,402	139,202	138,000	137,192	136,384	135,576	134,769

添付資料 2-2 ごみ排出量の推移

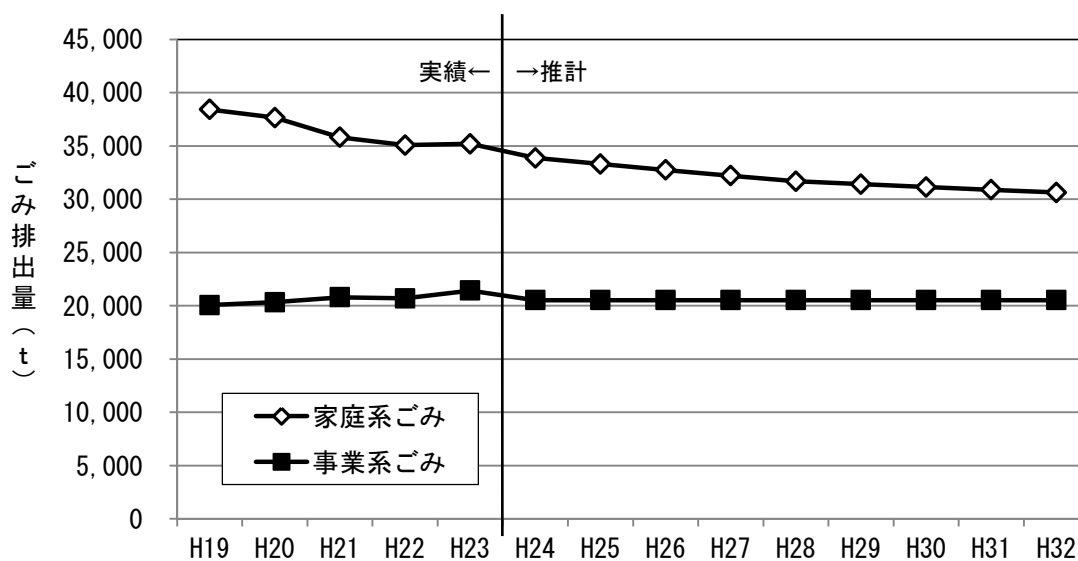


図 ごみ排出量の推移

表 ごみ排出量の推移

実績

(t/年)

	H19	H20	H21	H22	H23
家庭系ごみ	38,414	37,651	35,812	35,069	35,187
事業系ごみ	20,052	20,320	20,791	20,686	21,420
合計	58,466	57,971	56,603	55,755	56,607

推計

(t/年)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
家庭系ごみ	33,865	33,302	32,745	32,202	31,672	31,407	31,142	30,884	30,624
事業系ごみ	20,522	20,522	20,522	20,522	20,522	20,522	20,522	20,522	20,522
合計	54,387	53,824	53,267	52,724	52,194	51,929	51,664	51,406	51,146

添付資料 2-3 減量化量、再資源化量、最終処分量の推移

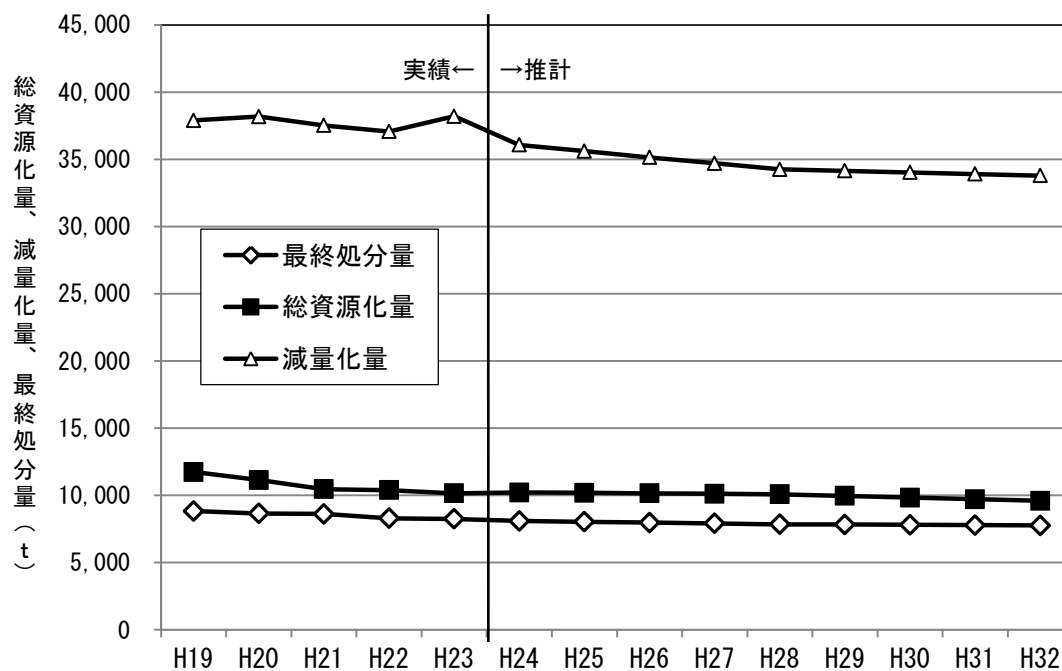


図 減量化量、再資源化量、最終処分量の推移

表 減量化量、再資源化量、最終処分量の推移

実績

(t/年)

	H19	H20	H21	H22	H23
減量化量	37,992	38,224	37,592	37,166	38,204
総資源化量	11,741	11,137	10,464	10,387	10,245
最終処分量	8,830	8,659	8,612	8,292	8,251

推計

(t/年)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
減量化量	36,077	35,608	35,145	34,700	34,259	34,141	34,062	33,909	33,793
総資源化量	10,307	10,276	10,243	10,207	10,178	10,053	9,925	9,806	9,686
最終処分量	8,096	8,033	7,972	7,910	7,850	7,828	7,806	7,784	7,760